

下水道は快適な生活に欠かせない施設です

美咲町では、生活環境を安全で快適なものにするために重要な役割を果たす下水道施設の整備に取り組んでいます。

公共下水道（農業集落排水含む）と合併処理浄化槽は、家庭の雑排水や事業所などの汚水を円滑に排除し、周辺の環境の改善と公衆衛生の向上を図ります。

特にトイレの水洗化が促進されることによって、快適で衛生的な生活環境づくりが図られます。

水洗化のお願い

★下水道処理区域（農業集落排水含む）になったら必ず下水道に接続を

下水道工事が完了し、下水道をお使いいただけるようになると、その地区の皆様には「公共下水道供用開始のお知らせ」をいたします。供用開始された地区にお住まいの皆様は、下水道に接続していただくこととなります。下水道の接続は、地域の生活環境を改善するために必要なもので、くみ取り式のトイレについては供用開始日より3年以内に水洗トイレに改造すること、し尿浄化槽で処理していた水洗トイレについては遅滞なく改造し、公共下水道に接続することが下水道法という法律で義務づけられています。【下水道法第10条・11条の3】

下水道の施設は、皆様が下水道へ接続することによって、はじめてその役割を果たせます。このため、下水道の供用開始区域にお住まいの方は、出来るだけ早く下水道への接続工事をしていただきますようお願いします。合併処理浄化槽を設置している方も下水道の接続をお願いします。下水道は維持管理の手間を省け、浄化システムも万全です。

排水設備（水洗化）工事の申込から完成まで

★工事は必ず『下水道排水設備指定工事店』で

※「指定工事店」は町のホームページ又は役場窓口でご覧になれます。

美咲町では、下水を正しく流していただくために「排水設備工事の指定工事店制度」を設けています。排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず町が指定した「指定工事店」へお申し込みください。美咲町の指定を受けていない業者は水洗化工事を行うことができません。

また「指定工事店」では、町に対する必要書類の作成や、届出などお手続きを皆さんに代わって行います。お気軽にご相談ください。

① 指定工事店に工事を依頼する

依頼にあたっては、工事店から見積りを取り、工事内容や費用、期間等を十分に検討し、工事契約をします。

② 工事の申請

町へ提出する申請書類の作成は、指定業者がお手伝いしますが、署名・押印については、内容をよく確認して、必ず自分自身で行ってください。

町は、施工方法や構造等を確認し、「排水設備工事許可書」を交付します。

③ 工事着手

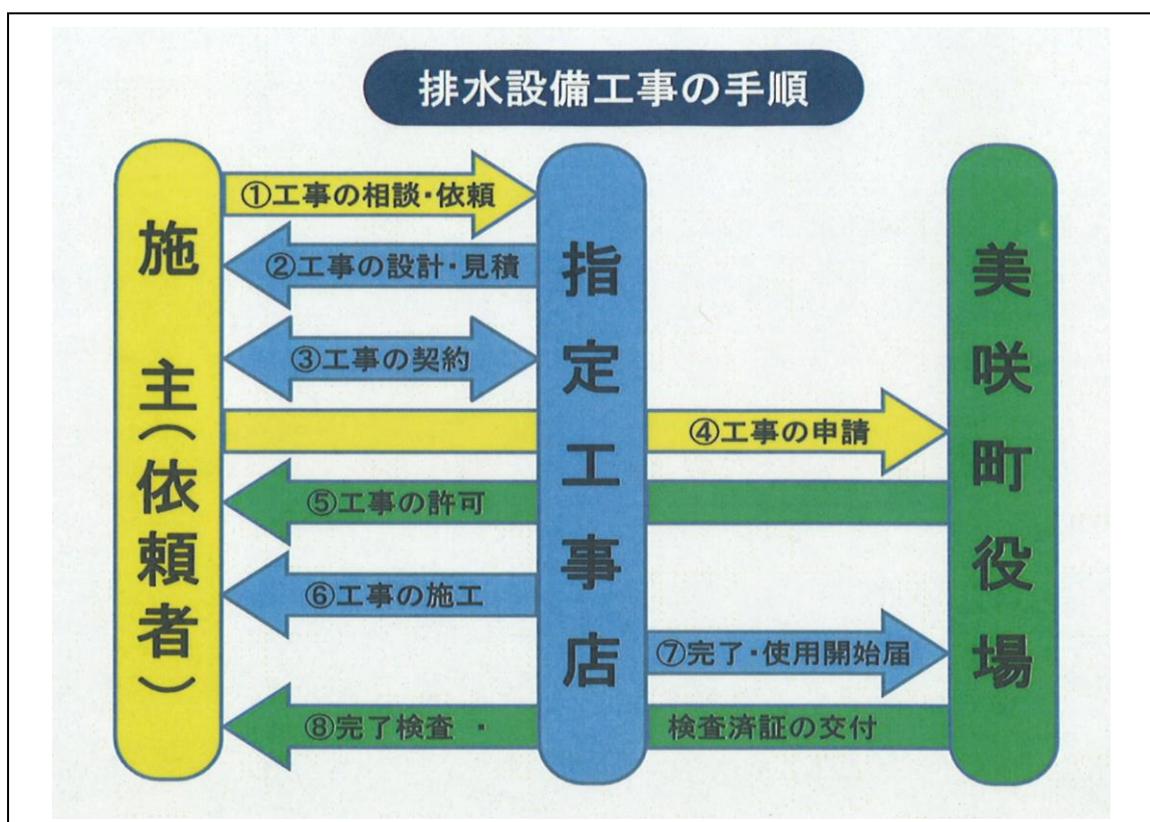
排水設備工事はトイレ、風呂、台所などの排水を下水管へ流すための排水管や汚水ますなどの排水設備を設置します。

④ 工事の検査

「指定工事店」は工事終了後、10日以内に完了届・使用開始届を町に提出します。工事が完了したら、そのままご利用を開始して結構ですが、誤接続がないか、スムーズに流下するかなど町が工事の完了検査を行います。

検査が終了しますと、排水設備検査済

証（ステッカー）を交付しますので、玄関などの見やすいところに貼ってください。



下水道が整備されていない地区の皆さんへ

合併処理浄化槽への設置替えをしましょう。

設置の際には、補助金制度を利用することができます。

※下水道が予定されている地区は補助金制度を利用できない場合があります。

お問い合わせ 上下水道環境課 ☎0868-66-3084
柵原総合支所上下水道環境課 ☎0868-62-1118